

佐賀市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)
						24年度の人件費率
25年度	人 236,274	千円 87,653,172	千円 1,946,882	千円 14,077,943	% 16.1	% 16.9

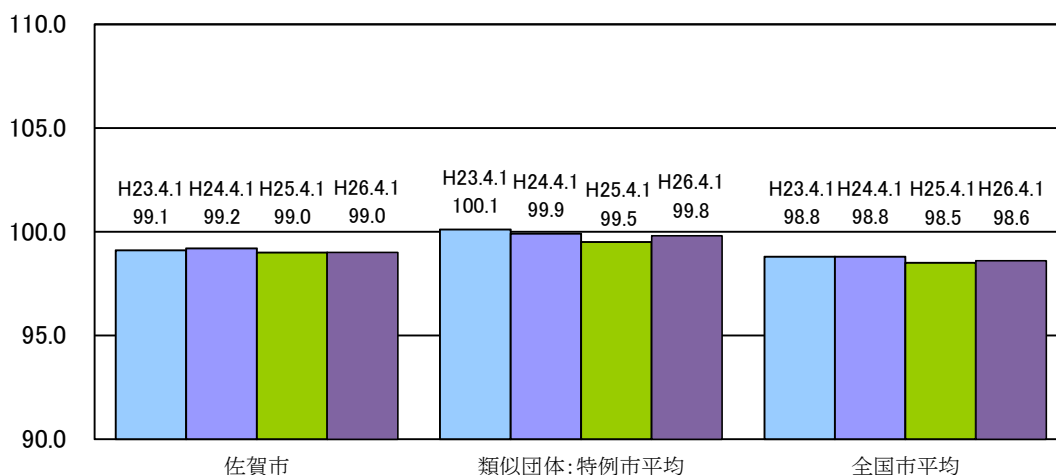
(注) 人件費Bには、特別職（市長、市議会議員など）に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体:特例市 平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 1,465	千円 5,617,586	千円 986,449	千円 2,070,881	千円 8,674,916	千円 5,921	千円 6,245

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数です。
3 類似団体：特例市とは、本市と人口規模、産業構造が類似している団体です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体：特例市平均とは、本市と人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 給料表の構造は、50歳台後半層の職員が多く在職する高位号棒を引き下げた国の行政職給料表（一）の構造に準じて見直し。
給料表の水準は、民間給与と均衡している平成26年改定後の給料表の水準と同水準。
給料表の切替えにより給料月額が減額される者には切替え前の給料月額との差額を2年間（平成29年3月31日）まで支給。
他の給料表（医療職（一）を除く）については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

ア 現在行っている給与減額措置は、以下のとおりです。

区 分	減額措置内容
特別職	市長及び副市長の給料を10%減額
一般職	管理職手当を5%減額 50歳以上の特定職員の給料及び管理職手当を1.4%減額

詳細はこちらをご覧ください。
→ 5 特別職の報酬等の状況
→ 4 職員の手当の状況（6）

イ 平成17年10月1日に1市3町1村（佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村）が合併し、現佐賀市が新設されました。また、平成19年10月1日付で、川副町、東与賀町及び久保田町を編入合併しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
佐賀市	42.9 歳	326,153 円	394,109 円	351,184 円
佐賀県	43.3 歳	334,611 円	413,257 円	360,722 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体:特例市	42.3 歳	326,667 円	415,305 円	374,667 円

②技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
佐賀市	49.8 歳	153 人	352,792 円	398,880 円	371,158 円	—	— 歳	— 円	—
うち清掃職員	49.5 歳	73 人	359,779 円	427,125 円	381,166 円	廃棄物処理 業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.48
うち用務員	49.8 歳	19 人	333,832 円	364,458 円	360,237 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.83
うち学校給食員	52.4 歳	24 人	349,250 円	357,379 円	353,396 円	調理士	43.0 歳	247,000 円	1.45
佐賀県	53.0 歳	206 人	331,372 円	371,283 円	349,720 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体:特例市	47.8 歳	170 人	325,647 円	387,357 円	363,034 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
佐賀市	—	—	—
うち清掃職員	6,674,258 円	3,939,100 円	1.69
うち用務員	5,821,105 円	2,747,000 円	2.12
うち学校給食員	5,750,626 円	3,296,700 円	1.74

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成23年～25年の3ヶ年平均）。
- ※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者（短時間労働者を除く。）をいうが、本市データの基礎となる職員は、民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員（嘱託）はデータの基礎から除いています。
- 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐賀市	33.9 歳	270,363 円	291,943 円
佐賀県	45.7 歳	383,330 円	418,876 円
類似団体:特例市	41.3 歳	322,144 円	374,829 円

- (注) 1 「平均年齢」は、10進法で表示しています。
- 2 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	佐賀市	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	137,200 円
	中学卒	— 円	129,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,179 円	358,170 円	376,763 円	407,044 円
	高 校 卒	* 円	315,338 円	359,693 円	376,575 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	305,375 円	334,000 円	367,380 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	* 円

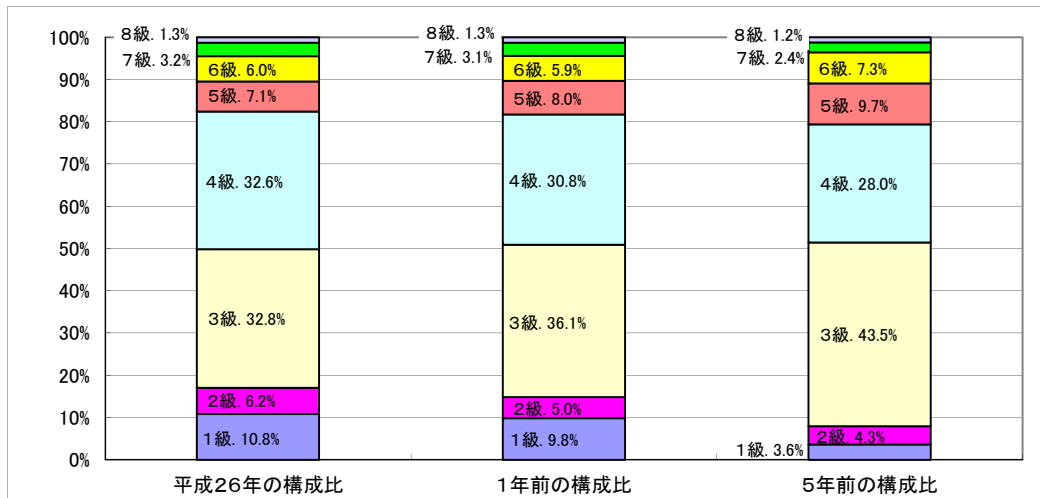
(注) 対象となる職員数が1人又は2人の場合は、個人情報保護の観点から「アスタリスク(*)」としています。
対象となる職員がない欄については、すべて「ハイフン(-)」としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長の職務又はこれに相当する職務	15 人	1.3 %	413,000 円	478,200 円
7 級	副部長の職務又はこれに相当する職務	36 人	3.2 %	366,200 円	456,200 円
6 級	困難な業務を所掌する課長の職務又はこれに相当する職務	68 人	6.0 %	320,600 円	425,200 円
5 級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する副課長の職務又はこれに相当する職務	80 人	7.1 %	289,200 円	408,400 円
4 級	1 副課長の職務またはこれに相当する職務 2 困難な業務を分掌する係長の職務又はこれに相当する職務	367 人	32.6 %	261,900 円	395,800 円
3 級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主任の職務又はこれに相当する職務	370 人	32.8 %	222,900 円	354,700 円
2 級	高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	70 人	6.2 %	185,800 円	307,800 円
1 級	一般的な業務を行う主事及び技師の職務	122 人	10.8 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 佐賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

①勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、平成13年度から一般職員に対し9月30日及び3月1日を評定日として年2回の人事評価を実施しています。

②昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績に応じて、次のいずれかの昇給区分に該当するか判断し、昇給号数を決定しています。

昇給区分		A	B	C	D
		特に良好である	良好である	やや良好でない	良好でない
昇給の号給数	55歳未満	5号以上	4号	2号	0号
	55歳以上	1号以上	0号	0号	0号

平成26年1月1日の昇給において、行政職給料表を適用している職員1,391人中、昇給区分Aに決定された者が335名(24.1%)、区分Bに決定された者が994名(71.5%)でした。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐賀市	佐賀県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,365 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,537 千円	—
(平成25年度 支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度 支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度 支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 —	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務実績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、平成13年度から一般職員に対し9月30日及び3月1日を評定日として年2回の人事評価を実施しています。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職については、直前の人事評価に基づき、成績率を決定しています。

一般職については、人事評価の反映についてはまだ実施していませんが、懲戒処分を受けた職員については勤務成績良好でない判断し、成績率を決定しています。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

佐賀市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		
1人当たり平均支給額	7,136 千円	24,392 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		10,920 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		910 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	3 人	18 %
大阪府大阪市	15 %	0 人	15 %
医師	15 %	10 人	15 %

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)			22,045	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			101,589	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)			12.8	%
手当の種類(手当数)			21	種類
手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	支給単価
税務等事務手当	一般職	市税又は国保税に関する、徴収、財産差押の事務に従事した場合。	609 千円	日額1,350円
伝染病疫病作業手当	一般職 技能労務職	伝染病患者(疑似患者を含む)の救護、物件の処理作業に従事した場合。	— 千円	日額290円
社会福祉業務手当	一般職	保健福祉部の職員で、生活扶助に係る指導・相談・調査又は老人福祉施設への入居措置に関する業務に従事した場合。	2,626 千円	月額 2,400円～8,000円
死亡人取扱作業手当	一般職 技能労務職	死亡人の取扱作業に従事した場合。	3 千円	一体3,000円
廃棄物処理作業手当	技能労務職	塵芥の収集及び処理等都市清掃作業の業務に従事した場合。 し尿等の処理作業の業務に従事した場合	10,291 千円	日額520円～580円
用地交渉業務手当	一般職	公共事業に伴う土地、建物等の取得等の交渉業務に従事した場合。	77 千円	日額250円
つくし斎場業務手当	一般職 技能労務職	つくし斎場における火葬に関する業務に従事した場合。	789 千円	日額680円
災害応急作業手当	一般職 技能労務職	佐賀市災害本部が設置され、規則で定める気象条件の下において災害対策のために屋外作業に従事した場合。	— 千円	日額350円
保健指導業務手当	一般職	保健師が結核患者等の家庭を訪問し、当該患者等の保健指導の業務に従事した場合。	1 千円	日額230円～290円
高所作業手当	一般職	地上10メートル以上の足場の不安定な場所で工事の検査、調査、指導、監督等に従事した場合。	4 千円	日額220円～320円
資格手当	一般職	土木、建築又は電気に関する国家検定資格を有する職員が検査、監督又は調査の業務に従事した場合。	508 千円	月額 4,000円～5,000円
道路、河川等現場作業手当	技能労務職	道路、河川、橋梁等の土木現場作業の業務に従事した場合。	1,352 千円	日額310円
派遣診療手当	医療職	医師が病院外へ派遣されて嘱託医として診療を行った場合。	1,320 千円	日額10,000円
放射線取扱手当	医療職	診療放射線技師その他の職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合。	308 千円	日額550円(技師) 日額230円(技師以外)
検査業務手当	医療職	検査技師等が検査業務に従事した場合。	275 千円	日額350円
薬業手当	医療職	薬剤師が薬務業務に従事した場合。	174 千円	日額350円
特殊現場作業手当	医療職	自動車運転手及び特殊な勤務に従事することを命ぜられた職員が、これらの職務に従事した場合。	179 千円	日額150円
緊急診療等手当	医療職	緊急の呼び出しに応じて、正規の勤務時間外に診療等の業務に従事したとき	136 千円	日額3,500～7,000円(医師) 日額3,000～6,000円(医師以外)
夜間看護手当	医療職	看護師等が正規の勤務時間による勤務が午後10時から翌朝午前5時までの間になる看護の業務に従事したとき	3,365 千円	日額2,400円
衛生センター焼却炉整備作業手当	技能労務職	衛生センター焼却炉整備作業業務に従事したとき	22 千円	日額460円
衛生センター汚泥分離層内清掃作業手当	技能労務職	衛生センター汚泥分離層内の清掃作業の業務に従事したとき	6 千円	日額460円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	516,060	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	341	千円
支給実績(平成24年度決算)	532,498	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	352	千円

(注) 1 時間外勤務手当には休日給を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)																				
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ※配偶者がいない場合: 扶養親族1人目 11,000円 ※16歳から22歳までの子: 1人につき 5,000円加算	同じ	—	210,936 千円	250,220 円																				
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間 支給限度額 27,000円 	同じ	—	122,701 千円	297,817 円																				
通勤手当	6カ月定期券代又は通勤距離に応じて支給 (通勤距離2km未満は支給なし) <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者(電車・バス等): 支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者(自動車・バイク等): 2,200円～38,400円 	一部異なる	交通用具利用者の距離区分	91,470 千円	75,595 円																				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを状況とする職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・定額 23,000円 ・加算限度額 45,000円 	同じ	—	1,632 千円	816,000 円																				
休日給	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同じ	—	— 千円	— 円																				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	4,020 千円	125,624 円																				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・一般の宿日直 4,200円 ・特別の宿日直 支給限度額 30,000円 	同じ	—	3,925 千円	560,714 円																				
管理職手当	管理職手当については、次のとおり減額措置を実施している。 ①厳しい財政状況に鑑み、本庁課長級以上の管理職員の手当額を5%減額。 ②50歳を超える6級以上の職員については、さらに1.4%減額。	異なる	支給額	110,868 千円	684,372 円																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①の 手当額</th> <th>減額後</th> <th>②の 減額後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>90,000円</td> <td>85,500円</td> <td>84,303円</td> </tr> <tr> <td>副部長級</td> <td>74,000円</td> <td>70,300円</td> <td>69,315円</td> </tr> <tr> <td>本庁課長級</td> <td>63,000円</td> <td>59,850円</td> <td>59,012円</td> </tr> <tr> <td>参事等</td> <td>48,000円</td> <td>- 円</td> <td>47,328円</td> </tr> </tbody> </table>		①の 手当額	減額後	②の 減額後	部長級	90,000円	85,500円	84,303円	副部長級	74,000円	70,300円	69,315円	本庁課長級	63,000円	59,850円	59,012円	参事等	48,000円	- 円	47,328円				
	①の 手当額	減額後	②の 減額後																						
部長級	90,000円	85,500円	84,303円																						
副部長級	74,000円	70,300円	69,315円																						
本庁課長級	63,000円	59,850円	59,012円																						
参事等	48,000円	- 円	47,328円																						
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長級 10,000 円 ・副部長級及び支所長 9,000 円 ・本庁課長及び副支所長 8,000 円 ・本庁参事(6級)及び支所課長 6,000 円 ・参事 5,000 円 ・診療所長 6,000 円 ・病院 院長 12,000 円 副院長(医療職) 10,000 円 主任医長 6,000 円 総看護師長、技術主幹等 6,000 円 	異なる	支給額	2,758 千円	196,964 円																				

(注) 休日給の支給実績等については、(5)時間外勤務手当をご覧ください。

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給 料	市 長	935,100 円 (1,039,000 円)	1,130,000 円/	463,500 円
	副 市 長	738,000 円 (820,000 円)	950,000 円/	637,000 円
	備 考	※市長、副市長10%の減額措置中。(H26.1.1~H29.10.22)		
報 酬	議 長	692,000 円 (一 円)	770,000 円/	527,400 円
	副 議 長	607,000 円 (一 円)	720,000 円/	466,000 円
	議 員	553,000 円 (一 円)	670,000 円/	438,800 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(平成25年度 支給割合) 2.95 月分		
	備 考	※減額後の給料月額により算出。		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成25年度 支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 1,039,000 × 在職月数 × 50/100	(1期の手当額) 24,936,000 円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	820,000 × 在職月数 × 30/100	11,808,000 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

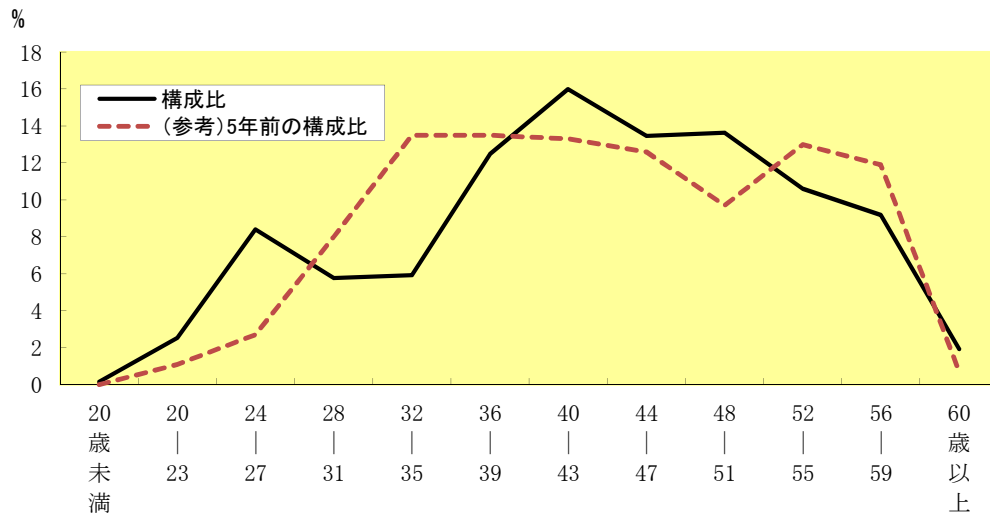
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成26年	平成25年		
一般行政部門	議会	13	13	0	事務の縮小（システム導入等）
	総務	320	318	2	
	税務	114	122	△8	
	労働	3	3	0	
	農林水産	127	127	0	
	商工	53	53	0	
	土木	193	189	4	
	民生	236	234	2	
	衛生	203	206	△3	
	計	1,262	1,265	△3	
教育部門	204	212	△8	事務の民間等委託	
消防部門	0	0	0		
小計	1,466	1,477	△11	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.05人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.46人)	
病院 水道 交通 下水道 その他	病院	87	88	△1	事務の統廃合（支所業務再編）
	水道	70	71	△1	
	交通	44	43	1	
	下水道	61	60	1	
	その他	93	96	△3	
小計	355	358	△3		
合計	1,821 [1,917]	1,835 [1,917]	△14	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.07人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	46人	153人	105人	108人	227人	291人	245人	248人	193人	167人	35人	1,821人

(3)職員数の推移

年度		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	1,273	1,252	1,248	1,270	1,265	1,262	△ 11 (△ 0.9)
教育	職員数	233	226	215	210	212	204	△ 29 (△ 12.4)
消防	職員数							
一般会計	職員数	1,506	1,478	1,463	1,480	1,477	1,466	△ 40 (△ 2.7)
公営企業等 会計	職員数	395	382	382	359	358	355	△ 40 (△ 10.1)
総合計	職員数	1,901	1,860	1,845	1,839	1,835	1,821	△ 80 (△ 4.2)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A			B/A	
	千円	千円	千円	%	%
25年度	868,044	△ 14,902	573,538	66.1	67.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	43	174,456	35,866	61,875	272,197	6,330	6,079

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

現在行っている給与減額措置は、以下のとおりです。

区分	減 額 措 置 内 容
特別職	交通局長の給料の10%を減額

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
佐賀市交通局	49.5 歳	357,158 円	560,134 円
市町村平均	46.3 歳	318,077 円	507,791 円

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
佐賀市交通局	48.7 歳	36 人	349,581 円	549,950 円
市町村平均	46.8 歳	46 人	312,344 円	514,152 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
佐賀市	営業用 バス運転者	48.2 歳	305,689 円	1.80
市町村平均	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
佐賀市交通局	6,599,400 円	3,668,268 円	1.80

- (注) 1 「基本給」とは、給料及び扶養手当の合算額です。
2 「平均月収額」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などの全ての諸手当を含んだ1人あたりの平均年収額を12で除したものです。
3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年～25年の3ヶ年平均)
4 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいうが、本市データの基礎となる職員は、民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(嘱託)はデータの基礎から除いています。
5 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐賀市交通局	佐賀市（一般職）
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,439 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,365 千円
(平成25年度 支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (() 月分 () 月分)	(平成25年度 支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ((1.45) 月分 (0.65) 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 —	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 —

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

佐賀市交通局	佐賀市（一般職）
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分
勸奨・定年 27.025 月分 36.57 月分 52.44 月分	勸奨・定年 27.025 月分 36.57 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円	1人当たり平均支給額 7,136 千円
— 千円	24,392 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	61,875 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	1,238 千円
支給実績(平成24年度決算)	41,881 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	838 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日給を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度との異同	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たりの平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ※配偶者がいない場合: 扶養親族1人目 11,000 円 ※16歳から22歳までの子: 1人につき 5,000円加算	同じ	—	10,759 千円	244,523 円
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000円	同じ	—	1,808 千円	301,333 円
通勤手当	6カ月定期券代又は通勤距離に応じて支給(通勤距離2km未満は支給なし) ・交通機関利用者(電車・バス等): 支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者(自動車・バイク等): 2,200円～38,400円	同じ	—	2,573 千円	62,756 円
管理職手当	管理職手当については、次のとおり減額措置を実施している。 ①厳しい財政状況に鑑み、手当額の5%を減額。 ②50歳を超える6級以上の職員については、さらに1.4%減額。 ①の ②の 手当額 減額後 減額後 副局長 74,000円 70,300円 69,315円 課長 63,000円 59,850円 59,012円 参事 48,000円 — 47,328円	同じ	—	518 千円	518,000 円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
25年度	3,777,593	525,247	597,394	15.8	16.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 51,050千円を含まない。

区分	職員数 A 人	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 市町村 平均 1人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
25年度	71	282,829	54,602	108,063	445,494	6,275	6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

現在行っている給与減額措置は、以下のとおりです。

区分	減額措置内容
特別職	上下水道局長の給料の10%を減額
一般職	管理職手当を5%減額、50歳以上の特定職員の給料及び管理職手当を1.4%減額

② 職員の基本給、平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平 均 月 収 額
佐賀市上下水道局	44.7 歳	361,091 円	522,880 円
市町村平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で表示しています。
2 「基本給」とは、給料及び扶養手当の合算額です。
3 「平均月収額」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などの全ての諸手当を含んだ1人あたりの平均年収額を12で除したものです。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐賀市上下水道局		佐賀市(一般職)	
1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,522 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度)	1,365 千円
(平成25年度 支給割合)		(平成25年度 支給割合)	
期末手当	2.60 月分	期末手当	2.60 月分
勤勉手当	1.35 月分	勤勉手当	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	
・管理職加算 —		・管理職加算 —	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

佐賀市上下水道局			佐賀市(一般職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	113 千円	24,313 千円	1人当たり平均支給額	7,136 千円	24,392 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	706 千円		
支給職員1人当たり平均支給額(平成25年度決算)	706 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	佐賀市(支給率)
東京都特別区	18 %	1 人	18 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)				1,704	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)				44,833	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)				53.5	%
手当の種類(手当数)				4	種類
手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 25年度決算	支給単価	
交替勤務手当	浄水課に勤務する交替勤務職員	交替勤務に従事した場合	1,385 千円	1回	550円
危険手当	浄水課等に勤務する職員	高圧受電設備の保守等作業、劇毒物取扱作業、酸欠の危険性を有する場所での作業、異常気象下での応急作業、高所での作業、弁栓類操作業務に従事した場合	193 千円	日額	180～350円
選任手当	法令により選任を必要とする職務に従事し、管理者が指定した職員	酸素欠乏危険作業主任者、特定化学物質等作業主任者	72 千円	月額	3,000円
資格手当	土木等の国家検定資格を有する職員	一級土木施工管理技士	54 千円	月額	4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	23,364 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	371 千円
支給実績(平成24年度決算)	27,456 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	436 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日給を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度との異同	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり の平均支給年額 (25年度決算)															
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ※配偶者がいない場合： 扶養親族1人目 11,000 円 ※16歳から22歳までの子： 1人につき 5,000円加算	同じ	—	11,715 千円	266,250 円															
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間 支給限度額 27,000円 	同じ	—	5,287 千円	278,274 円															
通勤手当	6カ月定期券代又は通勤距離に応じて支給 (通勤距離2km未満は支給なし) ・交通機関利用者(電車・バス等)： 支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者(自動車・バイク等)： 2,200円～38,400円	同じ	—	3,627 千円	58,505 円															
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを状況とする職員に支給 ・定額 23,000円 ・加算限度額 45,000円	同じ	—	696 千円	696,000 円															
管理職手当	管理職手当については、次のとおり減額措置を実施している。 ①厳しい財政状況に鑑み、手当額の5%を減額。 ②50歳を超える6級以上の職員については、さらに1.4%減額。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>①の</td> <td>②の</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手当額</td> <td>減額後</td> </tr> <tr> <td>副局長・副理事</td> <td>74,000円</td> <td>70,300円</td> </tr> <tr> <td>課長・所長</td> <td>63,000円</td> <td>59,850円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>48,000円</td> <td>47,328円</td> </tr> </table>		①の	②の		手当額	減額後	副局長・副理事	74,000円	70,300円	課長・所長	63,000円	59,850円	参事	48,000円	47,328円	同じ	—	5,120 千円	639,959 円
	①の	②の																		
	手当額	減額後																		
副局長・副理事	74,000円	70,300円																		
課長・所長	63,000円	59,850円																		
参事	48,000円	47,328円																		
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・副局長及び副理事 9,000 円 ・課長及び所長 8,000 円 ・参事 6,000 円 	同じ	—	0 千円	0 円															
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	2,382 千円	238,231 円															

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	5,249,037	215,676	314,211	6.0	5.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 231,928千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人あたり 給与費 B/A	(参考) 市町村 平均 1人あたり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	60	231,005	33,941	86,931	351,877	5,865	6,093

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

現在行っている給与減額措置は、以下のとおりです。

区分	減額措置内容
一般職	管理職手当を5%減額、50歳以上の特定職員の給料及び管理職手当を1.4%減額

② 職員の基本給、平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基 本 給	平 均 月 収 額
佐賀市上下水道局	43.6 歳	348,405 円	488,718 円
市 町 村 平 均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で表示しています。
2 「基本給」とは、給料及び扶養手当の合算額です。
3 「平均月収額」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などの全ての諸手当を含んだ1人あたりの平均年収額を12で除したものです。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐賀市上下水道局		佐賀市(一般職)	
1人あたり平均支給額(平成25年度) 1,449 千円		1人あたり平均支給額(平成25年度) 1,365 千円	
(平成25年度 支給割合)		(平成25年度 支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~15%
・管理職加算	—	・管理職加算	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

佐賀市上下水道局			佐賀市(一般職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人あたり平均支給額	— 千円	23,870 千円	1人あたり平均支給額	7,136 千円	24,392 千円

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		455	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		14,678	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		51.7	%
手当の種類(手当数)		3	種類
手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 25年度決算
危険手当	下水浄化センター等に勤務する職員	高圧受電設備の保守等作業、劇毒物取扱作業、酸欠の危険性を有する場所での作業、異常気象下での応急作業、高所での作業に従事した場合	3千円
下水道人孔内作業手当	下水道工務課等に勤務する職員	現に共用している下水道人孔内で調査・検査に従事した場合	340千円
資格手当	土木等の国家検定資格を有する職員	一級土木施工管理技士	112千円
			支給単価
			日額 180~350円
			日額 370円
			月額 4,000円

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	11,889	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	212	千円
支給実績(平成24年度決算)	16,632	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	292	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度との異同	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり の平均支給年額 (25年度決算)																
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ※配偶者がいない場合： 扶養親族1人目 11,000円 ※16歳から22歳までの子： 1人につき 5,000円加算	同じ	—	11,057千円	290,961円																
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家、借間 支給限度額 27,000円 	同じ	—	4,908千円	327,227円																
通勤手当	6カ月定期券代又は通勤距離に応じて支給 (通勤距離2km未満は支給なし) <ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者(電車・バス等)： 支給限度額 55,000円 交通用具利用者(自動車・バイク等)： 2,200円~38,400円 	同じ	—	3,007千円	63,969円																
管理職手当	管理職手当については、次のとおり減額措置を実施している。 ①厳しい財政状況に鑑み、手当額の5%を減額。 ②50歳を超える6級以上の職員については、さらに1.4%減額。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①の 手当額</td> <td>②の 減額後</td> <td>②の 減額後</td> </tr> <tr> <td>副局長・副理事</td> <td>74,000円</td> <td>70,300円</td> <td>69,315円</td> </tr> <tr> <td>課長・所長</td> <td>63,000円</td> <td>59,850円</td> <td>59,012円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>48,000円</td> <td>-</td> <td>47,328円</td> </tr> </table>		①の 手当額	②の 減額後	②の 減額後	副局長・副理事	74,000円	70,300円	69,315円	課長・所長	63,000円	59,850円	59,012円	参事	48,000円	-	47,328円	同じ	—	2,626千円	656,376円
	①の 手当額	②の 減額後	②の 減額後																		
副局長・副理事	74,000円	70,300円	69,315円																		
課長・所長	63,000円	59,850円	59,012円																		
参事	48,000円	-	47,328円																		
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 副局長及び副理事 9,000円 課長及び所長 8,000円 参事 6,000円 	同じ	—	0千円	0円																